

東京ドームグループ フリーパス会員規約

第1条(趣旨)

本規約によって定める条項は、「巣鴨体育館」(以下「本施設」といいます)でのプール及びトレーニングジムの利用料と各種プログラムレッスンの参加料を月額会費にて、回数制限なくご利用いただける「フリーパス会員」(以下「会員」といいます)に適用されるものとし、運営に関する事項を定めるものとします。

第2条(所在地)

本施設の所在地は、以下のとおりとします。

- ・巣鴨体育館：東京都豊島区巣鴨3-8-7

第3条(管理・運営)

指定管理者である東京ドームグループ(以下「指定管理者」といいます)が管理・運営にあたります。

第4条(目的)

体育館内の施設の利用を通じて、健全な心身の育成と会員相互の親睦を図るとともにスポーツの発展寄与することを目的とします。

第5条(体制)

1. 会員は会費対象月のプール・トレーニングジムの入館料及び各種プログラムレッスンを利用回数制限なくご利用いただけます。
2. 会費を納入いただいた対象月の月末までご利用いただけます。
3. 会員の場合でも、続けて2ヶ月間は都度払いにて施設の使用が可能です。
4. 続けて3ヶ月間の会費納入が無い場合には、第9条に定める通り、再度お手続きが必要となります。

第6条(入会資格及び会員による表明保証)

1. 指定管理者は、以下の条件をすべて満たす方を会員と認めます。なお、指定管理者は、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
 - ①指定管理者の趣旨に賛同し、本規約及び諸規則を遵守できる方
 - ②高校生以上の方
 - ③心臓病、高血圧症、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
 - ④医師に運動を制限されていない方
 - ⑤妊娠していない方
 - ⑥成年被後見人及び被保佐人でない方
 - ⑦刺青・ファッションタトゥー等のない方
 - ⑧暴力団、暴力団関係者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者(以下「反社会的勢力等」といいます)でない方
 - ⑨公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方
 - ⑩薬物常用者でない方
 - ⑪指定管理者が審査を行い、適当と認めた方
2. 会員は、本施設に対し、現在のみならず将来にわたって、反社会的勢力との間で、社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証します。
3. 会員は、本施設に対し、現在のみならず将来にわたって、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、保証します。
 - ①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて指定管理者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第7条（会員証）

指定管理者は、会員に対して会員証を発行し、会員は以下の各号を遵守して会員証を取り扱うものとします。

- ①会員は、プール及びトレーニングルームの利用にあたり、会員証を窓口へ提示しなければなりません。
- ②会員証は記名された本人のみが使用するものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。
- ③会員は、会員証を紛失した場合、速やかに指定管理者に対して届け出て、再発行の手続きをするものとし、その際、第10条に定める手数料を窓口へ支払うものとします。
- ④会員は、会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を指定管理者に返還しなければなりません。

第8条（譲渡等）

会員は、会員資格の譲渡をすることはできず、また、第三者に相続させることもできません。

第9条（入会手続き）

- 1. 入会を希望される方は、指定管理者が定める所定の申込手続きを行い、指定管理者の承諾を得るとともに、第10条及び第11条に定める費用を支払った上で必要書類を窓口へ提出するものとします。
- 2. 第16条1項に定める資格喪失後にフリーパス会員としてのご利用を希望する場合には、再度、所定の申込手続き及び第10条に定める事務手数料が必要となります。
- 3. フリーパスに関わる支払いの全ては、現金のみでの取扱となります。
- 4. 豊島区在住者の確認は、申込手続き時に身分証明証の提示にて確認し、申込時に身分証明証の提示が無い場合や住所確認が出来ない場合には、豊島区在住者以外の会費での入会となります。

第10条（手数料）

- 1. 入会手続き時の事務手数料（1回あたり） 1, 100円（税込）
- 2. 会員証再発行手数料 330円（税込）
- 3. 各種手数料は申込手続き時に窓口にて現金でのお支払いとなります。

第11条（会費）

- 1. フリーパス区内（豊島区内在住者）1ヶ月 3, 500円（税込）
- 2. フリーパス区外（豊島区外在住者）1ヶ月 4, 500円（税込）
- 3. 会費は巣鴨体育館1階入口に設置された券売機にて該当する会員区分（区内・区外）のチケットを現金にて購入いただき、券売機から発券されたチケットを窓口へご提出ください。

第11条の2（登録内容の変更）

会員は、住所、連絡先等、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに指定管理者に届け出なければなりません。特に住所変更により会員区分（区内・区外）に変更が生じる場合は、会員は速やかに所定の変更手続きを行わなければなりません。

第12条（会費等の変更）

指定管理者は、会費、手数料等が、経済等の情勢の変動により不相当なものになったと判断した場合、変更することができるものとします。

第13条（更新）

- 1. 会員は、毎月の会費納入により会員資格を更新することができます。なお、会員が、会費納入を続けて3ヶ月間行わない場合には、会員は自動的に会員資格を失います。

2. 会員は、年に1回、または指定管理者から求められた場合、身分証明書を提示し、住所確認を受けなければなりません。住所確認ができない場合、指定管理者は次月の更新を拒否または会員区分（区内・区外）を変更することができるものとします。

第14条（既払の申込金等）

いったん納入された会費は、法令の定め、または指定管理者が認める場合を除きこれを返還いたしません。

第15条（遵守事項）

1. 会員は秩序を維持し、施設内においても常に所定のルールを厳守し、指定管理者および従業員の指示に従わなければなりません。
2. 会員は常に自己の健康管理を怠ることなく、これに関する指定管理者および従業員の指示に従うとともに、身体に何らかの異常があると感じた場合には、直ちにその旨を申し出なければなりません。

第16条（会員資格の喪失等）

1. 会員は、施設利用の有無に関わらず、続けて3ヶ月間の会費納入が無い場合には、会員資格を自動的に喪失するものとし、再度入会を希望する場合には、第9条2項に基づき、入会手続きを取るものとします。
2. 会員は、次の各号の1つにでも該当する場合、その資格を喪失し、当該会員は再入会できないこととします。この場合、会員は、会費の返還その他理由の如何を問わず、指定管理者に対して金銭の支払いを請求することはできません。
 - ① 死亡
 - ② 除名
 - ③ 反社会的勢力等に所属していることが明らかになったとき。

第17条（除名）

会員が次の各号の一つにでも該当する場合、指定管理者は会員を除名することができるものとします。除名された場合は、当該会員は再入会できないこととします。この場合、会員は会費の返還その他理由の如何を問わず、指定管理者に対して金銭の支払いを請求することはできません。

- ① 本規約又は指定管理者の定めるその他の同意書に違反したとき
- ② 指定管理者、会員、その他施設利用者の名誉を傷つけ又は秩序を乱したとき
- ③ 施設・設備を故意に破損したとき
- ④ 支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき
- ⑤ 他の会員に著しい迷惑となる行為により運営に支障をきたしたとき
- ⑥ 指定管理者の指示に従わないなどの行為により運営に支障をきたしたとき
- ⑦ 入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑧ その他会員として品位を損なうと認める行為のあったとき
- ⑨ 第8条に反したとき

第18条（施設の休業及び閉鎖）

1. 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設を休業または閉鎖をすることができます。なお、閉鎖がなされた場合、会員は会員資格を喪失し、指定管理者は会員に対し、当該会費から閉鎖期間に該当する会費を日割りで返金いたします。
 - ① 法令の制定・改廃または行政指導により施設営業が不可能または著しく困難になったとき。
 - ② 施設の改造または修理を行うとき。
 - ③ 天災・地変により施設営業が不可能または著しく困難になったとき。
 - ④ 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により施設営業が不可能または著しく困難になったとき。
 - ⑤ 経営上重大な理由があるとき。
 - ⑥ その他指定管理者が必要と認めた場合。

2. 指定管理者は、あらゆる理由により、一部室場が休業や休館がなされた場合でも、プールもしくはトレーニングジムのいずれか一方が利用可能な状況で施設が開館していた場合には、第11条に定めた会費にてフリーパス会員の運用することができるものとし、この場合、会費の返還・減額はいたしません。

第19条（損害賠償責任）

1. 施設利用に際して、会員が受けた損害については、指定管理者に故意または過失がある場合を除き、指定管理者は一切損害賠償の責めを負いません。
2. 会員同士または会員と第三者との間で生じたトラブルや紛争についても、指定管理者は、指定管理者に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、損害賠償の責めを負いません。
3. 会員が施設利用に際して、会員の故意又は過失により指定管理者または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責めに任ずるものとします。

第20条（諸規則の遵守）

会員及び指定管理者は、諸規則を遵守するものとします。

第21条（同意書）

会員は入会する際、本規約で定められた事項並びに運営上必要な事項について、同意する所定の同意書を提出することで会員資格を有するものとします。

第22条（個人情報）

1. 個人情報の利用目的

本施設の運営（指定管理者の取り扱う商品・サービス・各種情報・特典の提供、紹介）のため

※本件で取得した個人情報は、指定管理者のうち個人情報を取扱う(株)東京ドームスポーツの「個人情報保護方針」および「個人情報のお取り扱いについて」<https://www.tokyodomesports.co.jp/privacy/>に基づき管理いたします。

※指定管理者は、法令の規定に基づく場合を除き、本件で取得したお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

第23条（準拠法・管轄）

1. 本会則の解釈は日本国の法律に準拠します。
2. 会員及び指定管理者は、本会則の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議の上、誠意をもって解決に努めるものとします。
3. 協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（改定）

指定管理者は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、軽微でない改定は、指定管理者は改定日の1ヵ月前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定日以降は、全会員に適用されるものとします。

附則

1. 本規約は、2015年4月1日から施行する。
2. 2026年4月1日 一部改正・施行